

2 療養病床

主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床のことです。医療保険が適用される医療療養病床と介護保険が適用される介護療養病床に分けられます。

なお、病床の種別には、療養病床の他に「精神病床」、「感染症病床」、「結核病床」及びそれらを除く「一般病床」があります。

3 回復期リハビリテーション病棟

脳血管疾患又は大腿骨頸部骨折等の患者に対して、寝たきりの防止と家庭復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に行う病棟のことです。

医療保険制度において施設基準が定められており、地方社会保険事務局長への届出が必要となります。